

令和5年山形県教育委員会12月定例会

令和5年12月22日  
県庁舎教育委員室

- 1 開 会 午後2時
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 報 告  
(1) 山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会からの報告書の提出について (高校教育課)
- 5 議 題  
議第1号 山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について (生涯教育・学習振興課)  
議第2号 教職員の人事について (教職員課)
- 6 閉 会

山形県公立高等学校入学者選抜方法の改善について  
報告書

令和5年12月

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会

## 目 次

はじめに	1
1 山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会 設置の背景と検討の対象とした課題	2
2 検討結果について	3
むすびに	7

### 《関係資料》

1 山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会設置要綱	8
2 山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会協議経過	9
3 山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会委員名簿	11

## はじめに

令和4年9月に山形県教育委員会から、公立高等学校入学者選抜方法の改善についての検討依頼を受け、令和5年11月までに4回の検討委員会と5回の専門委員会を開催して、検討を重ねてまいりました。

検討委員会を設置する背景として、令和3年3月の学校教育法施行規則の一部改正により、各高等学校に対して、「三つの方針」（いわゆる「スクール・ポリシー」。）の策定・公表が義務づけられ、特に、「三つの方針」のうち「入学者の受入れに関する方針」（いわゆる「アドミッション・ポリシー」。）に沿った入学者選抜を行うことが求められるようになったことが挙げられます。

また、現在、専門学科と総合学科では、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の2回の受検機会があるのに対して、最も志願者が多い普通科では、受検機会が一般入学者選抜のみの1回であり、普通科の受検機会の複数化を求める声が挙がっておりました。

加えて、公立高校の入学者数が減少し充足率は低下し続けていることから、特色ある学校づくりと教育活動の活性化をさらに推進するため、募集の在り方について、見直しが求められています。

以上のような認識のもと、検討課題として、(1)各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れについて、(2)受検機会の改善について、(3)入学定員の充足率向上、の3点を定めました。

このたび、これら3点の検討課題について、検討結果がまとまりましたので、ここに報告いたします。

令和5年12月15日

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会

委員長 阿部 宏慈

# 1 山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会設置の背景と検討の対象とした課題

## (1) 検討委員会設置の背景

次の3つの背景があり、山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会(以下、「検討委員会」という。)を設置しました。

① 令和3年3月の学校教育法施行規則の一部改正により、各高等学校は「三つの方針」(いわゆる「スクール・ポリシー」。)を策定・公表することとなりました。そのことに伴い、入学者選抜においては「三つの方針」のうち「入学者の受入れに関する方針」(いわゆる「アドミッション・ポリシー」。)と整合性のある入学者選抜を行うことが求められています。教育委員会が定める一定の範囲の中で、各高等学校が具体的な検査方法を設定し、各高等学校の「入学者の受入れに関する方針」に基づき、生徒の多様な資質・能力を評価する入学者選抜が可能となるような工夫を行うことが求められています。

② 平成26年度から、キャリア形成に係る要因を明確にした選抜とするため、普通科での推薦入学者選抜を廃止し、専門学科と総合学科での推薦入学者選抜を実施してきました。出願資格要件を明示することにより、中学校長からの推薦を不要とし、専門学科などへの学びに対する強い志願希望のある生徒を受け入れやすくしたところです(注)。一方、現在専門学科と総合学科の志願者には推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の2回の受検機会があるが、最も志願者の多い普通科の志願者には受検機会が一般入学者選抜のみの1回であるため、中学生やその保護者等から普通科の受検機会の複数化を求める声がありました。また、自己推薦という募集の在り方について、「推薦」という名称であるために出願する際の取扱いが難しいとの指摘がありました。

これらのことから、受検機会の改善や、推薦入学者選抜の制度の見直しが求められています。

注 専門学科において、推薦入学者選抜を実施していない学校が一部あり、普通科において、定員40名の小規模校で推薦入学者選抜を実施している学校が一部ある。

- ③ 本県では、生徒数減少に対応し、望ましい教育環境の維持や地域の活性化等への配慮をしながら県立高等学校の再編整備を進めてきましたが、公立高校の入学人数は減少し、充足率は低下し続けています。そのような中、特色ある学校づくりと教育活動の活性化をさらに推進するため、平成30年度からは志願者の募集範囲を拡大し、一定の条件の下で県外からの志願者を受け入れ、令和4年度からは定員40名の普通科において、県外からの志願者受入れを可能としたところです。これらについて、志願者の受入れを拡大する等、募集の在り方について見直しが求められています。

## (2) 検討の対象とした課題

(1)を踏まえ、検討の対象とした課題を、次の3つとしました。

- ① 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れについて
- ② 受検機会の改善について
- ③ 入学定員の充足率向上について

なお、検討に当たっては、①と②については一つの項目として協議していくこととしました。

## 2 検討結果について

(1) 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れについて

(2) 受検機会の改善について

これまでは、専門学科と総合学科等で、キャリア形成に係る要因を明確にした推薦入学選抜と一般入学選抜を実施し、普通科では一般入学選抜のみの実施でしたが、各学校が策定・公表したアドミッション・ポリシーと整合性のある入学選抜を実施する必要があるとともに、普通科と専門学科、総合学科で受検機会の差をなくすための受検機会の改善等が求められています。他都道府県の実施状況等を参考にしながら、今後の本県での対応について検討し、以下の結論に達しました。

各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れ及び受検機会の改善に資する入学選抜は、以下のような方法で実施するのが望ましい。

- ① 名称
- 前期（特色）選抜
  - 後期（一般）選抜
- ② 実施時期
- 前期（特色）選抜
    - ・ A日程かB日程のいずれかを各高等学校が選択して実施
    - A日程：大学入学共通テスト実施日以降の直近の火曜日
    - B日程：2月初め（後期（一般）選抜の本検査 3/7 から遡って設定）
  - 後期（一般）選抜
    - ・ 現行の一般入学者選抜と同じ日程で実施（本検査 3/7、追検査 3/12）
- ③ 検査内容
- 前期（特色）選抜
    - ・ 県教育委員会が示した検査内容から、各高等学校のアドミッション・ポリシーに合わせ、各高等学校が選択
  - 後期（一般）選抜
    - ・ 国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の学力検査及び適性検査等
- ④ 志願資格
- 前期（特色）選抜
    - ・ 各高等学校の特色及びアドミッション・ポリシーを踏まえ、各高等学校で設定した要件を満たす者
    - ・ 要件の例：成績（評定）、スポーツ的活動、文化的活動、ボランティア活動、取得資格、その他
    - ・ 合格内定の場合は入学を確約する者
  - 後期（一般）選抜
    - ・ 中学校等を卒業又は卒業見込みである者
    - ・ 学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する者
- ⑤ 募集人員
- 前期（特色）選抜
    - ・ 各高等学校の各学科の定員の 5 %以上 50%以内とし、各高等学校が設定
    - ・ 音楽科は 60%程度、体育科は 80%程度とする
  - 後期（一般）選抜
    - ・ 入学定員から前期（特色）選抜及び中高一貫教育（連携型）における連携型選抜の合格内定者数、並びに中高一貫教育（併設型）の併設中学校からの入学予定者数を減じた数

〈付帯事項〉

- ① 前期（特色）選抜の実施時期について、各高等学校で、検査内容や志願資格、募集人員を総合的に勘案した上で、実施時期を定めることが重要である。また、A日程を設定したことで、前期（特色）選抜の願書受付期間が早まることから、中学校、高等学校の年末年始の業務等に配慮することが必要である。
- ② 前期（特色）選抜の検査内容については、次のア～オの中から、1つから3つを選択して実施するのが望ましい。  
ア 個人面接    イ 集団面接    ウ 作文    エ 発表  
オ その他（小論文、実技、口頭試問、学校ごとの学力検査等）
- ③ このたびの変更は大幅なものであることから、各中学校、高等学校への説明及び中学生とその保護者への周知を丁寧に行うことが必要である。
- ④ 令和8年度入学者選抜からの実施を基本とすることが望ましい。

**(3) 入学定員の充足率向上について**

入学定員の充足率の向上や学校・学科の活性化を図るためには、少しでも早い実施に向けて検討する必要があることから、令和4年度の検討委員会で、急ぎ検討した結果、「県外からの志願者受入れの拡大」について、以下のとおり改善の方向性を示しました。

- ① 一般入学者選抜において県外からの受入れを行っている県内唯一の学科である山形北高等学校音楽科及び加茂水産高等学校水産科について、推薦入学者選抜においても受入れを行うことができることとする。
- ② 入学者が定員に満たない状況が続く学校・学科について、現行の入学者選抜制度の中で県外からの志願者の受入れを行うことができることとする。

なお、上記①における「山形北高等学校音楽科及び加茂水産高等学校水産科」については、入学者が定員に満たない状況が続いていることから、同②において一体的に扱うこととしたところです。

この改善の方向性を受け、県教育委員会では令和5年3月に「山形県公立高等学校入学者選抜方法県外からの志願者受入れに係る改善方針」を策定し、公立高等学校入学者選抜において、小規模校及び県内唯一の学科を対象に実施している県外からの志願者受入れについて、その対象を、「入学者が定員に満たない状況が続く学



校・学科」に拡大し、令和6年度入学者選抜から実施することとしました。これを踏まえ、県教育委員会では、「山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外志願者受入れに関する要綱」を、「山形県公立高等学校入学者選抜における県外志願者受入れに関する要綱」に変更し、一般入学者選抜だけの受入れから、推薦入学者選抜および一般入学者選抜での受入れを可能にするとともに、受入れの要件を「県内唯一の学科」「直近5年間における最終倍率の平均値が1倍に満たない学科」から、「直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して8割に満たない学科」に変更したところです。

更なる入学定員の充足率向上に向けて、令和5年度の第4回検討委員会では、「県外志願者受入れの拡大」と「前期（特色）選抜の一部先行実施」の2つの項目について協議しました。「前期（特色）選抜の一部先行実施」について、協議の中で、入選実施日まで期間が短いことや、対象となる高等学校が定まっていないこと等が懸念として挙げられましたが、以下の結論に達しました。

- 県外志願者受入れの拡大に向けて、「山形県公立高等学校入学者選抜における県外志願者受入れに関する要綱」で定めた県外志願者の受入れができる要件を、令和7年度入学者選抜から「直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して8割に満たない学科」から、「直近2年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して9割に満たない学科」に緩和する。
- 入学者が定員に満たない普通科において、受検生への影響等を考慮しつつ、令和7年度入学者選抜から、前期（特色）選抜を実施できることとする。

〈付帯事項〉

- ① 県外志願者受入れについては、地域との連携など、受入れ体制をしっかりと構築することが望まれる。
- ② 令和7年度に前倒しで前期（特色）選抜を実施する場合には、検討委員会で挙げた懸念を払拭するため、次の点に留意する必要がある。
  - ・ 現行の推薦入学者選抜の面接等実施日に合わせて実施する。
  - ・ 前倒しで実施できる条件を明確にする。
  - ・ 前倒しで実施する高等学校とその検査内容を、できるだけ速やかに示し、受検生及び保護者に丁寧に説明するとともに、中学校、高等学校の現場が混乱を来さないようにする。

## む す び に

本検討委員会では、令和3年1月の中教審答申で示された「令和の日本型学校教育」にふさわしい公立高等学校入学者選抜方法の在り方について検討してまいりました。

中教審答申に基づき、改正された学校教育法施行規則を踏まえ、各高等学校は、「三つの方針」（いわゆる「スクール・ポリシー」。）を策定・公表しています。そのことに伴い、各高等学校が定めた「三つの方針」のうち「入学者の受入れに関する方針」（いわゆる「アドミッション・ポリシー」。）に沿った入学者の受入れが可能になるとともに、学科によって受検機会に差が出ないように、すべての学科で、それぞれの高等学校の特色に応じた前期（特色）選抜と、従来の学力検査を実施する後期（一般）選抜の2回を実施すべきとの結論に達しました。

加えて、入学定員の充足率の向上に向けて、県外志願者受入れの拡大を目指し、受入れ要件を緩和するとともに、入学者が定員に満たない普通科において、受検生への影響を考慮しつつ、前期（特色）選抜を令和7年度入学者選抜から実施することができるよう検討しました。

現在、第7次山形県教育振興計画（7教振）を策定中とのことです。このたびの、本検討委員会における検討結果を基にした具体的な入学者選抜方法の改善が、本県の学校教育全般の一層の振興に資するものとなるよう期待いたします。

## 《関係資料》

### 1 山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会設置要綱

山形県教育委員会  
令和4年6月設置

#### 第1条（目的及び設置）

本県における公立高等学校の入学者選抜の在り方について、県民各層から広く意見を聞き、これらを今後の改善に反映させるため、山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会の設置期間は、令和4年6月から令和6年3月31日までとする。

#### 第2条（構成）

検討委員会の委員は、県内の有識者、PTA関係者、中学校・高等学校等学校関係者及び教育行政関係者の中から、教育長が委嘱する者をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱した日から令和6年3月31日までとする。

#### 第3条（運営）

検討委員会は、教育長がこれを招集する。

2 検討委員会には委員長を置き、教育長がこれを任命する。委員長は、検討委員会の会務を統括する。

3 検討委員会には副委員長を置き、委員長がこれを指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 検討委員会の議長は、委員長をもって充てる。

#### 第4条（専門委員会の設置）

検討委員会のもとに、具体的な事項について研究・協議するため専門委員会を置く。

2 専門委員会の委員は、中学校・高等学校の学校関係者及び教育行政関係者の中から教育長が委嘱する者をもって構成する。

3 専門委員会には議長を置き、教育庁高校教育課課長補佐（教育担当）をもって充てる。

4 専門委員会は、検討委員会委員長の指示を受け、議長がこれを招集する。

#### 第5条（参考意見の聴取）

検討委員会の委員長及び専門委員会の議長は、特に必要があると認めた場合、委員会に有識者等を招き、意見を聞くことができる。

#### 第6条（事務局及び庶務）

検討委員会の事務局は、教育庁高校教育課及び義務教育課に置き、庶務は高校教育課において処理する。

#### 第7条（補足）

この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

## 2 山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会協議経過

### 第1回検討委員会〈令和4年9月21日(水)〉

- (1) 検討委員会設置の経過について
  - ・これまでの山形県公立高等学校入学者選抜方法における改善
  - ・今回検討委員会を設置する背景
- (2) 山形県公立高等学校入学者選抜方法の改善について
  - ・検討の進め方とスケジュールについて
  - ・検討項目について
- (3) その他
  - ・急ぎ検討する項目について

### 第1回専門委員会〈令和4年10月20日(木)〉

- (1) 検討委員会設置の経過について
  - ・これまでの山形県公立高等学校入学者選抜方法における改善
  - ・今回検討委員会を設置する背景
- (2) 第1回検討委員会審議内容について
  - ・検討の進め方とスケジュールについて
  - ・検討項目について
  - ・急ぎ検討する項目について
- (3) 検討する項目について

### 第2回専門委員会〈令和4年11月11日(金)〉

- (1) 第1回専門委員会協議内容について
- (2) 検討課題について
  - ・各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れ
  - ・受検機会の改善
  - ・入学定員の充足率の向上
  - ・県外からの志願者受入れの拡大

### 第2回検討委員会〈令和5年1月18日(水)〉

- (1) これまでの検討経過について
- (2) 検討課題について

- ・ 急ぎ検討する課題について
- ・ 継続して検討する課題について

### 第3回専門委員会〈令和5年2月6日(月)〉

- (1) 第2回検討委員会協議内容について
- (2) 検討課題について
  - ・ 改善の方向性が示されたものについて
  - ・ 継続して検討するものについて

### 第4回専門委員会〈令和5年6月27日(火)〉

- (1) 令和4年度検討委員会の協議内容について
- (2) 検討課題について
  - ・ 継続して検討するものについて

### 第3回検討委員会 〈令和5年8月23日(水)〉

- (1) 令和4年度検討委員会の協議内容について
- (2) 検討課題について
  - ・ 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れについて

### 第5回専門委員会〈令和5年10月10日(火)〉

- (1) 第3回検討委員会の協議内容について
- (2) 検討課題について
  - ・ 継続して検討するものについて
- (3) 最終報告(案)について

### 第4回検討委員会〈令和5年11月6日(月)〉

- (1) 第5回専門委員会の協議内容について
- (2) 検討課題について
  - ・ 継続して検討するものについて
- (3) 最終報告(案)について

### 3 山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会委員名簿

#### 1 検討委員

	委員	所属・職名	備考
1	阿部 宏慈	県立米沢栄養大学・米沢女子短期大学学長	委員長
2	花屋 道子	東北文教大学人間科学部人間関係学科教授	
3	平林 真伊	山形大学地域教育文化学部准教授	
4	多田 徹	前山辺町教育委員会教育長	R4. 6～R4. 12 副委員長(～R4. 12)
5	本多 諭	大石田町教育委員会教育長	R4. 12～
6	高見 佳澄	前山形県PTA連合会母親委員会委員長	R4. 6～R5. 6
7	高橋あゆみ	山形県PTA連合会母親委員会委員長	R5. 8～
8	遠藤 学	山形県教職員組合本部執行委員長	
9	田宮 邦彦	学校法人新庄学園新庄東高等学校長	
10	江川久美子	前山形市立第一小学校長	R4. 6～R5. 3
11	村上ゆかり	山形市立第四小学校長	R5. 8～
12	田中 克	山形市立第一中学校長	副委員長(R5. 1～)
13	地主 佳子	県立荒砥高等学校長	

#### 2 専門委員

	委員	所属・職名	備考
1	高橋 俊彦	前県立天童高等学校教頭	R4. 6～R5. 3
2	後藤 大助	県立山形中央高等学校教頭	R5. 6～
3	松澤 新	県立新庄北高等学校(定時制)教頭	
4	三浦 浩子	山形市立第一中学校教頭	
5	瀧川 志保	山形市立蔵王第二中学校教頭	
6	丹野 陽	前県教育センター研究・情報課長	R4. 6～R5. 3
7	小池 正春	県教育センター研究・情報課長	R5. 6～
8	佐藤 紀之	県教育局義務教育課長補佐	
9	吉田 武史	前県教育庁高校教育課長補佐	R4. 6～R5. 3
10	黒木 晃	県教育局高校教育課長補佐	R5. 6～
11	伊東 達	県教育局特別支援教育課長補佐	
12	石田 充	前県教育庁スポーツ保健課長補佐	R4. 6～R5. 3
13	高橋 愛	県教育局スポーツ保健課長補佐	R5. 6～



## 山形県公立高等学校入学者選抜方法の改善について報告書概要

### (1) 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れについて

### (2) 受検機会の改善について

学校教育法施行規則の一部改正により、各高等学校は「三つの方針」（いわゆる「スクール・ポリシー」。）の策定が義務づけられた。「三つの方針」のうち「入学者の受入れに関する方針」（いわゆる「アドミッション・ポリシー」。）に沿って、生徒の多様な資質・能力を評価する入学者選抜を行うことが求められている。

また、これまでは、専門学科と総合学科等では推薦入学者選抜と一般入学者選抜を実施しているのに対し、普通科では一般入学者選抜のみの実施であることから、普通科と専門学科・総合学科で受検機会の差をなくすための改善が求められている。

これらを踏まえ、他都道府県の実施状況等を参考にしながら、今後の本県での対応について検討し、以下の結論に達した。

各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れ及び受検機会の改善に資する入学者選抜は、以下のような方法で実施するのが望ましい。

#### ① 名称

- 前期（特色）選抜
- 後期（一般）選抜

#### ② 実施時期

- 前期（特色）選抜
  - ・ A日程かB日程のいずれかを各高等学校が選択して実施
  - A日程：大学入学共通テスト実施日以降の直近の火曜日
  - B日程：2月初め（後期（一般）選抜の本検査 3/7 から遡って設定）

- 後期（一般）選抜
  - ・ 現行の一般入学者選抜と同じ日程で実施（本検査 3/7、追検査 3/12）

#### ③ 検査内容

- 前期（特色）選抜
  - ・ 県教育委員会が示した検査内容から、各高等学校のアドミッション・ポリシーに合わせ、各高等学校が選択
- 後期（一般）選抜
  - ・ 国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の学力検査及び適性検査等



#### ④ 志願資格

##### ○ 前期（特色）選抜

- ・各高等学校の特色及びアドミッション・ポリシーを踏まえ、各高等学校で設定した要件を満たす者
- ・要件の例：成績（評定）、スポーツ的活動、文化的活動、ボランティア活動、取得資格、その他
- ・合格内定の場合は入学を確約する者

##### ○ 後期（一般）選抜

- ・中学校等を卒業又は卒業見込みである者
- ・学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

#### ⑤ 募集人員

##### ○ 前期（特色）選抜

- ・各高等学校の各学科の定員の5%以上50%以内とし、各高等学校が設定
- ・音楽科は60%程度、体育科は80%程度とする

##### ○ 後期（一般）選抜

- ・入学定員から前期（特色）選抜及び中高一貫教育（連携型）における連携型選抜の合格内定者数、並びに中高一貫教育（併設型）の併設中学校からの入学予定者数を減じた数

#### 〈付帯事項〉

- ① 前期（特色）選抜の実施時期について、各高等学校で、検査内容や志願資格、募集人員を総合的に勘案した上で、実施時期を定めることが重要である。また、A日程を設定したことで、前期（特色）選抜の願書受付期間が早まることから、中学校、高等学校の年末年始の業務等に配慮することが必要である。
- ② 前期（特色）選抜の検査内容については、次のア～オの中から、1つから3つを選択して実施するのが望ましい。  
ア 個人面接    イ 集団面接    ウ 作文    エ 発表  
オ その他（小論文、実技、口頭試問、学校ごとの学力検査等）
- ③ このたびの変更は大幅なものであることから、各中学校、高等学校への説明及び中学生とその保護者への周知を丁寧に行うことが必要である。
- ④ 令和8年度入学者選抜からの実施を基本とすることが望ましい。

### (3) 入学定員の充足率向上について

入学定員の充足率の向上や学校・学科の活性化を図るためには、少しでも早い実施に向けて検討する必要があることから、令和4年度の検討委員会での検討を受け、県教育委員会では令和5年3月に「山形県公立高等学校入学者選抜方法県外からの志願者受入れに係る改善方針」を策定し、公立高等学校入学者選抜において、小規模校及び県内唯一の学科を対象に実施している県外からの志願者受入れについて、その対象を、「入学者が定員に満たない状況が続く学校・学科」に拡大し、令和6年度入学者選抜から実施することとした。これを踏まえ、県教育委員会では、一般入学者選抜だけの受入れから、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜での受入れを可能にするとともに、受入れの要件を「県内唯一の学科」「直近5年間における最終倍率の平均値が1倍に満たない学科」から、「直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して8割に満たない学科」に変更した。

この度、更なる入学定員の充足率向上に向けて、「県外志願者受入れの拡大」と「前期（特色）選抜の一部先行実施」の2つの項目について協議し、以下の結論に達した。

- 県外志願者受入れの拡大に向けて、「山形県公立高等学校入学者選抜における県外志願者受入れに関する要綱」で定めた県外志願者の受入れができる要件を、令和7年度入選から、「直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して8割に満たない学科」から、「直近2年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して9割に満たない学科」に緩和する。
- 入学者が定員に満たない普通科において、受検生への影響等を考慮しつつ、令和7年度入選から、前期（特色）選抜を実施できることとする。

#### 〈付帯事項〉

- ① 県外志願者受入れについては、地域との連携など、受入れ体制をしっかりと構築することが望まれる。
- ② 令和7年度に前倒しで前期（特色）選抜を実施する場合には、次の点に留意する必要がある。
  - ・ 現行の推薦入学者選抜の面接等実施日に合わせて実施する。
  - ・ 前倒しで実施できる条件を明確にする。
  - ・ 前倒しで実施する高等学校とその検査内容を、できるだけ速やかに示し、受検生及び保護者に丁寧に説明するとともに、中学校、高等学校の現場が混乱を来さないようにする。

議第 1 号

山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について

山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称 山形県神室少年自然の家
- 2 指定する団体 最上郡鮭川村大字石名坂 84 番地の 1  
株式会社ひかり
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

山形県神室少年自然の家の指定管理者を指定するため提案するものである。

令和 5 年 12 月 22 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹